

○香川県警察における警察車両の管理に関する訓令

平成21年3月30日
警察本部訓令第12号

改正 平成25年2月1日本部訓令第1号、平成30年7月17日本部訓令第11号、平成30年12月21日本部訓令第20号、令和元年6月13日本部訓令第4号、令和3年3月30日本部訓令第4号、令和3年3月30日本部訓令第5号、令和4年3月22日本部訓令第4号

香川県警察における警察車両の管理に関する訓令

香川県警察における警察用車両等の管理に関する訓令（昭和31年香川県警察本部訓令第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 警察車両の点検及び整備（第10条－第13条）
- 第3章 警察車両の使用（第14条－第18条）
- 第4章 警察車両の保管（第19条・第20条）
- 第5章 燃料（第21条・第22条）
- 第6章 監査（第23条）
- 第7章 車両カードの作成等（第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、香川県警察における警察車両の管理に関し法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 警察車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であつて、香川県警察が管理するものをいう。
- （2） 警察車両の管理 次に掲げる事項に係る業務をいう。
 - ア 香川県警察情報管理システムによる勤務管理システム（以下「システム」という。）への警察車両の基本情報等の登録等に関する事項
 - イ 警察車両の点検及び整備（修繕を含む。以下同じ。）に関する事項
 - ウ 警察車両の使用に関する事項

エ 警察車両の運行管理に関する事項

オ 警察車両の保管に関する事項

(3) 本部所属 香川県警察組織規則（平成12年公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、所及び隊並びに香川県警察学校をいう。

(4) 所属 本部所属及び警察署をいう。

（警察車両管理責任者）

第3条 香川県警察本部に警察車両管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、香川県警察本部警務部警務課長の職にある者をもって充てる。

2 管理責任者は、香川県警察の車両の管理を総括する。

（警察車両使用責任者）

第4条 警察車両が配置された所属に警察車両使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置き、当該所属の長の職にある者をもって充てる。

2 使用責任者は、所属に配置された警察車両の管理に係る業務を総括するものとする。

（警察車両取扱責任者）

第5条 所属に警察車両取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、当該所属の次長、副所長、副隊長、副校長又は副署長の職にある者をもって充てる。

2 取扱責任者は、使用責任者の命を受け、所属に配置された警察車両の管理を行う。

3 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3第1項に規定する安全運転管理者には、取扱責任者をもって充てるものとする。

4 道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者には、使用責任者が道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9第2項に規定する要件に該当するその所属の警察職員（以下「職員」という。）のうちから選任したのものをもって充てるものとする。

5 前項の副安全運転管理者は、警察車両が配置された所属に1人又は複数人を置かなければならない。この場合において、複数人を置くときは、道路交通法施行規則第9条の11に規定する人数としなければならない。

6 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法施行規則第9条の10各号に掲げる業務を行うものとする。

（警察車両運行責任者）

第6条 使用責任者は、車両の配置用途、使用、運行状況等を踏まえて警察車両ごとに所属の職員（当該車両の運転に必要な運転免許を受けている者に限る。）を警察車両運行責任者（以下「運行責任者」という。）に指定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、運行責任者を複数人指定することができる。

2 運行責任者は、常に担当する警察車両の点検及び整備を行い、その保全及び使用について責任を負うものとする。

（整備担当者）

第7条 使用責任者は、車両整備に係る知識経験等を有する所属の職員（運転免許を保

有するものに限る。)のうちから整備担当者を指定するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、整備担当者を複数人指定することができる。

2 整備担当者は、所属の警察車両の点検・整備、運行管理等に係る事務を行うものとする。

(整備管理者)

第8条 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第31条の3に規定する台数以上の警察車両が配置された所属に、整備管理者を置くものとする。

2 使用責任者は、所属の整備担当者から道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する要件に該当する者を整備管理者に選任するものとする。

3 整備管理者及び整備担当者(以下「整備担当者等」という。)は、使用責任者の命を受け、道路運送車両法施行規則第32条に規定する業務を行うものとする。

(安全運転管理者等の報告)

第9条 使用責任者は、安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者を選任又は変更したときは、別記様式第1号の安全運転管理者等に係る報告書により、管理責任者に報告しなければならない。

第2章 警察車両の点検及び整備

(整備計画)

第10条 管理責任者は、会計年度ごとに、予算の範囲内において、警察車両に係る道路運送車両法第48条第1項の規定による点検、同法第62条第1項に規定する継続検査その他の必要な整備のための年間整備計画を策定しなければならない。

(日常点検等)

第11条 運行責任者及び整備担当者等は、当該警察車両の日常点検を別表第1の日常点検基準に基づき実施しなければならない。

2 前項の日常点検を実施した結果については、第16条に規定する運行日誌の所定欄に記録するものとする。

3 警察車両を使用する者は、警察車両の運行開始前は点検を必ず行い、運行後は清掃、給油等を行うとともに、車両の異常の有無の確認をしなければならない。この場合において、整備の必要があると認める場合は、遅滞なく整備担当者等に異常の状況等について報告するものとする。

4 使用責任者は、別表第2の警察車両使用責任者点検項目により、毎月1回以上、警察車両の一斉点検を実施するものとする。

(本部所属の整備)

第12条 本部所属の使用責任者は、警察車両の整備を必要とするときは、別記様式第2号の自動車整備申請書に必要な事項を記載して管理責任者に申請するものとする。

2 管理責任者は、整備の可否を判断して、香川県警察自動車整備工場又は民間の自動車整備事業者への整備委託を決定し、整備を行うものとする。

3 管理責任者は、整備が終了したときは、措置状況等をシステムに登録するとともに、

自動車整備申請書に措置状況等を記載して、その写しを当該警察車両の使用責任者に返送するものとする。

(警察署の整備)

第13条 警察署の使用責任者は、10万円以上の経費を必要とする整備、重要部分の整備その他特異な整備（事故車両の整備を含む。以下同じ。）を必要とするときは、自動車整備申請書に必要な事項を記載して（当該整備に係る見積書を徴収できる場合にあつては、その写しを添付して）管理責任者に当該整備を申請するものとする。ただし、重要部分の整備その他特異な整備以外の整備に要する概算見積額が10万円未満のものについては、自動車整備申請書による申請を行うことなく使用責任者において車両の整備を実施することができる。

2 管理責任者は、前項の規定による自動車整備申請書の送付を受けたときは、当該警察車両の状況を確認の上、整備の要否を判断して、使用責任者にその結果を通知し、及び当該自動車整備申請書に措置状況等を記載して、その写しを当該警察車両の使用責任者に返送するものとする。

3 使用責任者は、前2項の規定による通知に基づき整備を終了したときは、整備等に係る必要事項をシステムに登録するとともに、1月ごとの整備状況を翌月の10日までに、別記様式第3号の車両整備報告書により管理責任者に報告するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、香川県自動車整備工場において実施する整備並びにバッテリー、タイヤ及びオイルエレメントの購入については、前条の規定を準用する。

第3章 警察車両の使用

(使用の原則)

第14条 職員は、警察車両の使用に当たっては、警ら用務、捜査用務等警察活動の態様に応じた効果的な運用に努めるものとする。

2 警察車両の使用に当たっては、道路交通法その他の法令を遵守して事故防止を徹底するとともに、車両機能の保全、燃料の節約等に配慮しなければならない。

(使用の承認)

第15条 職員は、警察車両を使用するときは、用件、行先、使用時間その他必要な事項を明らかにして、取扱責任者の承認を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本部所属において香川県警察本部警務部警務課に配置された警察車両の使用を必要とする場合は、管理責任者の承認を受けるものとする。ただし、執務時間（香川県警察執務時間規程（平成12年香川県警察本部告示第4号）に定める執務時間をいう。）外の使用については、一般当直の当直責任者（香川県警察の当直勤務に関する訓令（平成14年香川県警察本部訓令第15号）第9条に規定する当直責任者をいう。）が承認を行い、当直勤務の終了後に管理責任者に報告するものとする。

(運行日誌)

第16条 第11条第2項及び第3項に規定する車両の整備等については、警察車両ごとに

作成する別記様式第4号の運行日誌によって行うものとする。

- 2 前項の運行日誌は、電磁的記録により作成することができるものとする。この場合において、電磁的記録はシステムにおいて保存するものとする。
- 3 使用責任者は、車両の運行状況を1月ごとに運行日誌で点検するものとする。

(事故報告)

第17条 職員は、警察車両を使用した場合において、当該警察車両を損壊したときは、損壊原因、破壊程度及び損壊後に講じた措置等について直ちに使用責任者に報告しなければならない。

- 2 使用責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な事後措置について指示した上で、事実関係を簡潔にとりまとめ管理責任者に報告しなければならない。
- 3 使用責任者は、前項の規定による報告をした後においてその詳細が判明したときは、速やかに、書面により管理責任者に報告しなければならない。

(緊急事態等の場合の統制)

第18条 緊急事態の発生、大規模な警衛、警護又は警備の実施その他の特別な事由により警察車両を総合的に運用する必要がある場合には、管理責任者が、すべての警察車両の使用について統制を行うものとする。

第4章 警察車両の保管

(車両の保管)

第19条 警察車両は、原則として所定の車庫に格納するものとする。

- 2 前項の規定により難しい場合、使用責任者は、火災、盗難その他の事故を防止するために必要な措置を講じた上で車庫以外の場所に車両を保管することができる。

(火災及び盗難予防)

第20条 管理責任者及び使用責任者は、車庫における火災及び盗難を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 取扱責任者及び運行責任者は、警察車両に係る火災及び盗難を防止するため、常に車庫の整理整頓に努めるとともに、消火器、防火砂、備品等の整備保管状況及び扉の開閉、施錠等を点検しなければならない。

第5章 燃料

(燃料の配分)

第21条 警察車両の燃料配分については、別に定めるところにより行うものとする。

(燃料消費報告)

第22条 使用責任者は、1月ごとの警察車両に係る燃料等の使用状況について、当該月の翌月の10日までに、別記様式第5号の燃料消費報告書により管理責任者に報告しなければならない。

第6章 監査

(監査)

第23条 香川県警察本部長は、毎年1回以上、次に掲げる事項について、警察車両の監

査を行うものとする。

- (1) 警察車両の稼動状況
 - (2) 警察車両各部の整備状況
 - (3) 警察車両の清掃及び手入れの状況
 - (4) 警察車両燃料の消費状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、警察車両の管理上必要と認める事項
- 2 使用責任者は、前項の監査の結果、改善を要する事項が認められたときは、速やかに、適切な措置を講じ、改善状況を管理責任者に報告しなければならない。

第7章 車両カードの作成等

(車両カード)

第24条 管理責任者は、新たに警察車両が配置されたときは、別記様式第6号の車両カードを作成するとともに、配置先の使用責任者に通知するものとする。

- 2 前項の車両カードは、電磁的記録により作成することができるものとする。この場合において、電磁的記録はシステムにおいて保存するものとする。
- 3 使用責任者は、車両カードの内容に変更が生じたときは、その都度、管理責任者に通知して、車両カードを訂正するものとする。
- 4 使用責任者は、警察車両の配置換えがあったときは、速やかに、所属に備え付けの車両カードを新たな使用責任者に送付するものとする。ただし、車両カードを電磁的記録により作成している場合にあっては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月1日本部訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月17日本部訓令第11号）

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日本部訓令第20号）

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第4号）

- 1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。
- 2 改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和４年３月 22 日本部訓令第４号）
この訓令は、令和４年４月 1 日から施行する。

（別表及び別記様式 省略）